# 韓国普光寺所蔵「所詮章」断簡 --高麗時代の『華厳五教章』テキストをめぐる問題--

佐藤 厚

## 【要旨】

2008 年、韓国の普光寺にある観音菩薩坐像(高麗時代作)から発見された腹蔵遺物の中に、法蔵『華厳五教章』の一章である「所詮章」という版首題のある 2 枚の断簡があった。『五教章』にはテキスト問題がある。すなわち日本伝来の和本、中国伝来の宋本があり、それぞれ題名や構成が異なり、どれが本来の形なのかは未解明である。1980 年代からはこれに朝鮮半島伝来本も研究対象に入れて研究されている。こうした中、この断簡は従来知られていなかった朝鮮半島伝来のテキストの一部である。

結論は、第一に、断簡の語句は和本に近く、先行研究と同じ結果である。同時に、これまで知られた朝鮮伝来本とも異なる部分があることから、同じ朝鮮半島流通本でも語句の変化が予想される。第二に、「所詮章」という版首題は高麗華厳の伝統を反映したものであること。同時に、刊行形態の問題として、本断簡が『五教章』全体の一部ではなく所詮差別だけが独立した書物の一部であった可能性を指摘する。

# 1.問題の所在

韓国の慶尚北道安東市にある普光寺<sup>1</sup>に、高麗時代の13世紀に制作されたと推定される 木造観音菩薩坐像がある。2008年、この観音菩薩坐像から10種194点の腹蔵遺物が発見 された<sup>2</sup>。その中に「所詮章」という版首題のある2枚の断簡(以下、本断簡)があった。

<sup>\*</sup>この論文は2021年12月4日に開催された東アジア仏教研究会年次大会で発表した際の原稿を修正補完したものである。貴重なコメントをいただいた前川健一先生、ならびに馬場久幸先生、野呂靖先生に感謝いたします。

<sup>1</sup> 普光寺は現在、慶尚北道安東市にある曹渓宗第 16 教区本寺・孤雲寺の末寺である。1962 年ころに地域住民の要請により建設された新しい寺院である。その後、ダム建設により移転して現在の地にある。という。(『郷土文化電子大典』) <a href="https://terms.naver.com/entry.nhn?docId=2604308&cid=51934&categoryId=54403">https://terms.naver.com/entry.nhn?docId=2604308&cid=51934&categoryId=54403</a> による。そうすると木造観音菩薩坐像は、本来は別の場所にあり、普光寺建設に合わせて普光寺に安置されたことになる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 10 種の腹蔵遺物は、9 種類の典籍と 1 種類のチョゴリ (韓国伝統衣装の上着) に分けられる。

「所詮章」とは法蔵 (643-712) の主著『華厳五教章』(以下『五教章』3) の一章である所詮差別を指し、断簡の内容もそうである。ところで『五教章』は地域により①構成、②題号、③文字の異同など、テキストに違いがある。詳細は後述するが、伝統的に日本に流通する和本、中国に流通する宋本とが知られていた。こうした中、1980 年代から鎌田茂雄、吉津宜英らを中心に高麗時代の均如 (923-973) の『五教章』注釈の訳注研究が始まると、錬本という和本とも宋本とも違う朝鮮半島所伝のテキストが知られるようになった4。そこ

典籍を制作年代順に配列すると次の通りである。

No	名称	数量	制作年代
1	一切如来心秘密身舎利宝筐印陀羅尼経	23(2)	1007年、刻
2	梵書総持集	142(39)	1150年、刻
3	貞元新訳花厳経疏巻 6	2	1095 年、刻
4	金剛般若波羅蜜経	1	11 世紀
5	白紙墨書仁王護国般若波羅蜜経	1	13 世紀
6	所詮章 (華厳一乗教義分斉章 巻 3)	2	13 世紀
7	円宗文類(巻 22)	1	13 世紀
8	大随求陀羅尼	19(1)	13 世紀
9	大仏頂首楞厳神呪	2	17 世紀

これらを思想的にみると、密教、華厳、般若の3つに大きく分けられる。第一に密教は、No.1『一切如来心秘密身舎利宝筐印陀羅尼経』、No.2『梵書総持集』、No.8『大随求陀羅尼』、No.9『大仏頂首楞厳神呪』の4種。第二に華厳は、No.3澄観『貞元新訳花厳経疏』巻6、No.6法蔵『所詮章』(『五教章』)、No.7義天『円宗文類』の3種、第三に般若経典として、No.4『金剛般若波羅蜜経』とNo.5『仁王護国般若波羅蜜経』(実際には『仁王経』の注釈と考えられる。後述)である。これらは高麗時代の仏教思想を反映したものと考えられる。中でも華厳に着目すると、本稿で扱う『五教章』はめずらしいものであり、また義天(1055-1101)が編纂した『円宗文類』もめずらしい。『円宗文類』が収録されていることについてソン・ヨンムンは、12世紀の安東地域の仏教の動向、特に義天の弟子たちが造った龍寿寺との関連を指摘している。ソン・ヨンムン「安東普光寺木造観音菩薩坐像研究」((財)仏教文化財研究所『安東普光寺観音菩薩坐像『、文化財庁・仏教文化財研究所、2009年)63頁

なお、No.5番「白紙墨書仁王護国般若波羅蜜経」について、筆者はこれが『仁王経』経典そのものではなく、太賢の『仁王経』注釈であるとの見解を発表したことがある。拙稿「韓国普 光寺所蔵『仁王般若波羅蜜経』について―新羅太賢の注釈書の可能性」(『印度学仏教学研究』 通号 153、2021 年)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 『五教章』の題号にはテキストによる違いなど複雑な問題があるが、ここでは便宜上『五教章』を通称とすることにする。

<sup>4</sup> 訳注の刊行は 1981 年から始まり 1991 年まで続いている。鎌田茂雄「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究」(『東洋文化研究所紀要』84、1981 年)、鎌田茂雄「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究(二)」(『東洋文化研究所紀要』89、1982 年)、鎌田茂雄「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究(三)之一」(『東洋文化研究所紀要』94、1984 年)、鎌田茂雄「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究(三)之二」(『東洋文化研究所紀要』95)、鎌田茂雄「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究(四)」(『東洋文化研究所紀要』102、1987 年)、鎌田茂雄「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究

で鎌田、吉津らは、朝鮮伝来テキストを求め、均如の注釈に引用された『五教章』本文を和本、宋本とを対比しながら錬本を復元しようとした。このように朝鮮伝来本は均如の注釈に引用された本文という形でしか見ることができず、現物は存在しなかったのである。そうした中、本断簡は、わずか2枚ではあるが、高麗時代に流通した『五教章』の現物であり、それ自体貴重なものである。本発表では、本断簡の『五教章』テキスト上の特徴を明らかにするとともに、刊行形態にかかわる問題点を指摘したい。

順序は、第一に、『五教章』のテキスト論の問題を整理し、第二に、本断簡の書誌事項を検討し、第三に、和本、宋本、均如所引本との比較を通して本断簡の『五教章』テキスト上の特徴を明らかにし、第四に、版首題の記載から本断簡の刊行形態の謎、問題点を指摘する。

あらかじめ結論を先取りすれば次の2点となる。第一に、本断簡のテキストの語句は『五教章』テキストの中では和本に近いものであり、先行研究の見解を裏付けるものである。ただ、均如所引本とも一部異なることから、高麗で流通した『五教章』にもバリエーションがあったことが予想される。第二に、「所詮章」という版首題の命名の仕方は高麗華厳の伝統を反映したものであること。同時に、刊行の問題として、本断簡が『五教章』全体の一部ではなく所詮差別だけが独立した書物の一部であった可能性を論ずる。

# 2. 地域による『五教章』研究とテキスト問題

# 2-1 地域による『五教章』研究

『五教章』は現在の日本では華厳学の入門書とされるが、国や時代により扱いが異なる。まず中国では法蔵が著作した後、澄観 (738-839) や宗密 (780-841) がわずかに言及するが、中心的に研究した形跡はない。中国で『五教章』研究が盛行するのは 11 世紀からである。すなわち浄源 (1011-1088) が唐末五代の混乱で文献が散逸した状況から華厳宗を復興させることを志し、混乱していた『五教章』のテキストの再治にとりくんだ。そこで中国にあった様々なテキストや高麗の義天 (1055-1101) からもたらされたテキストを勘案して後に宋本と呼ばれるテキストを作るに至った。そして道亭 (亨)『義苑疏』、観復『折薪記』、師会『復古記』、希廸『集成記』といった宋朝四大家と呼ばれる注釈家が出て『五教章』研究が盛行する。しかし以後、華厳研究は途切れず続くが『五教章』自体の研究は行われなくなる。

韓国では、『五教章』が伝来したのは法蔵が兄弟子の義相(625-702)に手紙とともに著

<sup>(</sup>五)」(『東洋文化研究所紀要』104)、1987 年、吉津宜英「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究 (六)」(『華厳学研究』2、1988 年)、吉津宜英「釈華厳教分記円通鈔の注釈的研究(七)」(『華厳学研究』3、1991 年)、

作を送った時が始まりと考えられる。以後、『五教章』自体の注釈は見えないが、華厳文献の中で『五教章』が引用されている。10世紀になり、均如が新羅高麗の華厳学の議論を盛り込んだ注釈『教分記円通鈔』を作った。その後、11世紀の義天が義天録の中に『五教章』を収録したほか、『円宗文類』に『五教章』を引用しているのが見られるが、この時代に作られた注釈はない。その後 14世紀の体元(生没年不詳)が『華厳経観自在菩薩所説法門別行疏』の中で『五教章』を引用するのが、高麗で『五教章』に言及する最後である。その後、韓国で華厳宗は存続するが、『五教章』自体の研究はなされないようである。韓国の研究された華厳は、朝鮮時代の 17世紀頃に確立し現在まで続く僧侶養成の課程を見ると、華厳学は澄観の『華厳経』注釈をもとに学んでいる。朝鮮時代の華厳文献の刊行を見ても、澄観の注釈は刊行されているが『五教章』の刊行は見ない。

日本では天平年間に『五教章』が伝来すると研究が開始され、8世紀末から9世紀頃に活動した寿霊が出て『指事記』を著す。その後しばらくは『五教章』全体に対する研究は見ず、10世紀増春の『一乗義私記』、親円『種性義私記』などのように教理の問題に分けて研究が行われた。その後に『五教章』全体の注釈が見られるのは景雅の門下の聖詮『深意抄』(1199年)である。その後、『五教章』注釈を含めた宋代文献の渡来もあってか『五教章』研究が盛んになる。明恵(1173-1232)も『五教章』を研究し、その系統に順高『類集記』がある。そして日本の『五教章』研究の大成とされるのが凝然(1240-1321)『通路記』である。その系統に審乗『問答章』、湛睿『纂釈』、霊波『見聞』が出、『五教章』研究は日本の華厳研究の標準となった。室町時代には志玉『見聞』、江戸時代には鳳潭『匡真鈔』、普寂『術秘鈔』、経歴『講録』が出、教理研究、文献研究の両面にわたり行われた。各宗派においても宗派の学問とは別の仏教学=余乗として必須科目と扱われた。そしてその流れが明治以後の華厳研究にも継続する。

以上、三国仏教の伝統と『五教章』との関係を見ると、中国では11世紀から13世紀くらいまで研究が盛んになり、朝鮮では8世紀から14世紀くらいまで。日本は8世紀頃の寿霊の後に一時的に下火になるものの、14世紀の凝然以後、現在まで継続している。このように地域によって『五教章』に対する研究のあり方が違う。そして現代まで『五教章』を継続して研究してきたのが日本仏教の特徴ということができる。

### 2-2 テキスト問題

現在、『五教章』のテキストについては大きく日本所伝の和本、中国所伝の宋本、韓国所 伝の錬本があり、それぞれ章立て、題目、語句が違っている<sup>5</sup>。

5 吉津宜英『華厳一乗思想の研究』(大東出版社、1991年)「第三章 法蔵の別教一乗優越 論」、「第二節 『華厳五教章』のテキスト論」pp.177-202 和本とは、天平年間に日本に伝来し伝えられたテキストで、寿霊『指事記』所引のテキストが古いものである。章立ては『五教章』が十項目からなるうち、上巻が第一建立乗から第八施設異相まで、中巻が第九として義理分斉、下巻が第十として所詮差別が来る。題目は上巻、中巻が「華厳一乗教分記」、下巻が「華厳経中一乗五教分斉義」である。現存するテキストとしては、大正蔵が使用している宝永3年(1706)(甲本。観応による冠注本)、慶長17年(1612)本(乙本。大谷大学のほか駒沢大学にも所蔵あり)のほか、弘安6年(1283)刊本(花園大学今津文庫・ベルリン大学に巻下のみ)、寛永18年(1641)本(国文学研究資料館)、宝永4年(1706)本(新鍥考異傍註本。京都大学)、慶安4年(1651)本(東洋大学)がある(慶安4年本を除いて、すべてインターネット上で画像閲覧が可能)。また、高山寺には明恵筆写本がある。

宋本は、趙宋の諸注釈家が依用し、日本には治承年間の将来<sup>6</sup>とされるテキストで、上巻が第一建立乗から第八施設異相まで、中巻が第九として所詮差別、下巻が第十として義理分斉が来る。この第九と第十が和本とは逆になる。題目は「華厳一乗教義分斉章」である。現存するテキストとしては、大正新修大蔵経の底本となっている康熙2年(1663年)刊行の増上寺報恩蔵所蔵本(嘉興蔵)があるが、これは全体が4巻に分巻されている。

韓国所伝のものは、錬本と呼ばれ、構成は上巻が第一建立乗から第八施設異相まで、中巻が第九として所詮差別、下巻が第十として義理分斉が来る。つまり宋本と同じである。しかし、これには和本、宋本にはない序文や末尾に流通偈が付けられている<sup>7</sup>。吉津によれば、語句の面では宋本よりも和本に近いという。題号は、上巻、下巻が「華厳一乗教分記」、中巻が「華厳経中一乗立教分斉義記」となっている。現存するテキストはこれまで報告されておらず、本断簡が初めての報告となる。

<表 1>『五教章』テキストの構成と題号

和本の構成(題号) 宋本の構成(題号) 錬本の構成(題号)

<sup>6</sup> 野呂靖によれば、宋本の日本将来を治承年間とするのは、江戸時代中期の観応『冠註五教章』であり、そこには明恵が宋本を求め将来させたとあるが、治承年間は明恵の幼少期であり事実とは認めがたいという。「明恵における宋代仏教の受容」(『印度学仏教学研究』66-2、2018 年)p.615

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 均如によれば、錬本とは別に草本というテキストがあったという。両者は構成が異なり、錬本が「第九所詮、第十義理」なのに対し、草本は「第九義理、第十所詮」となっていたという。そして本来の形は錬本だったのを、法蔵から『五教章』を送られた義相が変えて草本に修正したとされる。金知見は、このことから義相改訂本が日本に伝わり和本になったと説いた。つまり和本の配列は『五教章』の原形ではないことになる。これに結城令聞は反対し和本こそが正当であることを論じた。この議論については注5吉津前掲書を参照。

上巻	1建立乗~8施設異相 (華厳一乗教分記)	1建立乗~8施設異相 (華厳一乗教義分斉章)	1建立乗~8施設異相 (華厳一乗教分記)
中巻	9 義理分斉 (華厳一乗教分記)	9所詮差別 (華厳一乗教義分斉章)	9所詮差別 (華厳経中一乗立教分斉義記)
下巻	10 所詮差別 (華厳経中一乗五教分斉義)	10 義理分斉 (華厳一乗教義分斉章)	10 義理分斉 (華厳一乗教分記)

# 3. 書誌事項

ここでは仏教文化財研究所の報告書に掲載された本断簡の書誌事項を紹介し、その問題 点を指摘する。報告書では本断簡を「華厳一乗教義分斉章」と紹介し、次のように解説し ている<sup>8</sup>。写真とともに提示する。

法蔵述、木板、13世紀。

2 張、四周単辺、全郭 21.5×51.7cm、無界、全葉は30行22字、30×56.8cm

この資料は華厳一乗教義分斉章(卷三)第 26 と第 27 に該当する折帖本の形態を持つ 教蔵で、一枚ずつになっている形態の 2 枚である。上下には変(\*辺の誤記)欄があ り、全郭 21.5×51.7cm、無界、全葉は 30 行 22 字であり、版首題は所全(\*ママ)章 である。印刷状態は良好ではない。



<図1>断簡第27張 全体写真

\_

<sup>8</sup> ソ・ビョンペ「安東普光寺木造観音菩薩坐像腹蔵典籍研究」((財) 仏教文化財研究所『安東 普光寺観音菩薩坐像』、文化財庁・仏教文化財研究所、2009 年) p.87

書誌事項の中、いくつか指摘をしたい。第一に製作時代である。解説ではこれを 13 世紀 としているが、断簡は首尾が欠落しており年代を推測できるものはないので、おそらく菩薩像の建立年代を当てたものと思われる。よって、可能性としては 10 世紀、11 世紀、12 世紀なども想定されるであろう。よってこの 13 世紀とは成立の下限とみてよさそうである。

第二に、行数字数についてである。報告では30行22字としているが数え方に問題がある。まず行数を30行としているが、これは版首題を入れた行数であり、純粋に本文だけだと29行になる。通常行数を数える時には版首題、版尾題は入れないと思うので、29行とすべきだと考える。文字数を22字としているが、行によって21文字から23文字の幅がある。

第三に、資料の形態の部分で「折帖本」と記されていることである。もしそうであれば高麗時代前期の『五教章』が折帖本で存在していたことになり、流通のありかたを窺うことができ重要である。しかし、どのような根拠をもとに判断したのかわからない。<図1>の写真を見る限り、折帖本にある紙の折り目は確認できない。

第四に、「教蔵」という語である。これは義天(1055-1101)が刊行した章疏類、すなわち続蔵経を指す。これには澄観『華厳経随疏演義鈔』(東大寺図書館)などが知られているが、報告者がどのような根拠で本断簡を教蔵と判断したのかはわからない。もし教蔵であれば、版本の製作年代は11世紀末までさかのぼることになる。しかし報告者は教蔵とは考えにくいと考えているのだが、その理由については後述する。

このほか、断簡の内容を補足すると、断簡 2 枚は連続するもので、26 張は『五教章』所 詮差別の中の「第七 二乗廻心」の後半部分で、「真起。故説有滅。」(大正蔵 45・496a22) から始まり、「不定種性者並迴向大。如」(大正蔵 45・496c04-05)までの 647 文字。27 張 は 26 張からの連続で同じく「第七 二乗廻心」の後半部分「瑜伽声聞決択中説」(大正蔵 45・496c05)から始まり、「第八 仏果義相」の半ば「復次本覚随染分別生二種」(大正蔵 45・ 497a18)までの 666 文字(判読不明字 2 文字含む)である。次に掲げる<図 2 >が本断簡 の画像である。9

<図2>断簡第26張と27張

○26 張

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> (財) 仏教文化財研究所『安東普光寺観音菩薩坐像』(文化財庁・仏教文化財研究所、2009年) pp.48-49

亦不過謂更種性都恐麻果理不定種 **外放土水佛智慧得府是住作以佛李帝得家及更元於** 知不見苦陸所行自於所得功信生感皮想事人思察我 起題心所十信行滿信息也之人十信禄夜心住後日来随 利便一万向使张泰好此三人更心之時即之信菩薩位 心若得思議為印現入城之连二方司的語祭心若獨學和 共一事得以中三不送飲品 即人注於這四有知能得然 經去沒随近人主人有不選以不完於延八万劫即能得到 故措御李公者三联樂安住元湯界元有東京教治後 充化城部首便力 大大司上四日我将生心也问如云心 得滅阿福即識又由於被充斯歷於所得編奏出為京 動如未然成類那城後軍人在此法門俱未断恐何回 故就入己不復起也今各数中就實即我既以根本无明 題即勝分齊六何若根不言故云有運接題者医物力的 示除 當如果方便稅法以上並約行收稅三 至三条亦四 医三万知信信滿是堪能祭心行獨党人根家利故亦似 繁陶詩 音提心又有我前五人行,得小果入這解後 事得等三分受三十已即人沒無三六多切即能發等 阿特子徒心万至去福宣生于了为行到阿将菩提之 北逐得諸三珠身万王初不完都如各部人酒消然後 在極端者如法先往去我減度後沒有第子不問是經不 力故意随其利此各則至所官司门在華提心他如照能 電板平法亦送得傳正上多 展立時位据相報若差 在人匠一万切餘四鉄根又差别於時多的也来明運者 展逐八万知万優生心文 一文化即能發菩提心若去 即國作佛更有異名是人雖生滅炭之想入於理辯而 司銀各近被南京公向在河上中连分計都也如直往 「明」、我領港通人東大生と方人は語歌成は心法ななな

# ○27 張

力自住故亦之言、一罪不能故修生物為是无常乃從因生故 過去世等是電客是生減薩波者實法非生藏故解法薩法 等成立此義如彼應 三人分論云蓬波若不与三世合何以故 後同其如故何以故本怨兵流故无羽已盡選帰真於故思 後搖說別中修生功德是元常以於生故亦即是常一得已 自性无向相源三條俱衛住等若依段教有三義先別引 是有為无法故亦得是常以无前断故相續起故在嚴於前方 為大小,要无江得席性但有修得故也去三乘此教法身是意 華八佛果義相者於中有二光明常元常後明相好善别 六千人於文殊師到邊迴心即行十大法門及十眼十月等 去何答若三乗中迎心即入十信日去修行苦提心及大整 中以普賢服見一切平生皆已完竟者是此並為一無別 知无倒无及野等是故當知非直无問對故以為常亦則同 論至无不從此法, 一九八選強兴法与芋野性倫起信論 前中、右小乘佛果准是无常以不就本性功德故如佛性 境界義當即是解行身過衣五位法也餘義如别說 法門次第而去若一無中如下文會利弗及自随意北上等 中少都立首者是二七二票并共已題充更不復迎如於 有二種二切一來悉无所題以望来作即空无可題也認 乃是大法方便放此的一来指方便說六成俱絕前五山 瑜伽州川次接中批州助始教引二来找四或非迴非不迴 如虚空遇滿一切色際无生住城及異如果智亦亦過一切所 統向的一来獨方便中理心与三乗中型心所得法門分齊 此去一切智則知佛地面智司真如放非生滅也之精論去務 我不及常也法身是常以随係時不及自性故意是无 以随深北機故何以故以诸功處既並同真是故起用 走真作政起信論中報化二事偏真如用大漏又改論

# 4 文字の校異

ここでは第一に、本断簡と宋本、和本との間の文字の校異を示し、第二に、均如所引『五教章』テキストと本断簡との同異を示す。

### 4-1 宋本、和本との同異

本断簡と宋本、和本との同異を示す。左に断簡を行ごとに翻刻し、右側に校異を示す。参考のために点を付けた。

### 校異の中、

和=●とあるのは、断簡と宋本が共通し和本が異なるもの。

| 宋 = ●とあるのは、断簡と和本が共通し宋本が異なるもの。

和宋=●とあるのは、断簡が宋本と和本とも異なり、かつ宋本と和本が共通しているものであることを意味する。

和 (X) = ● とあるのは、断簡と宋本と X 本以外の和本が同じで、和本の X 本が異なるもの。

Xに入るものは次の中のいずれかである。

甲=宝永3年(1706)本(大正蔵の甲本。観応による冠注本)

乙=慶長17年(1612)本(大正蔵の乙本。大谷大学、駒沢大学所蔵本)

弘=弘安6年(1283)本(花園大学今津文庫・ベルリン大学に巻下のみ所蔵)

寬=寬永 18年(1641)本(国文学研究資料館)

宝=宝永4年(1707)本(新鍥考異傍註本。京都大学)

### <表2>断簡の翻刻と校異

#### ○26 張

断 簡	校異
1 真起。故説有滅。又為順小乗故亦許彼涅槃非不究竟。	「彼」和=彼般
2 故説入已不復起也。 今終教中就実即説。既以根本無明	「今」宋=今約
	「即」和宋=而
3 如来蔵成梨耶識。彼二乗人。於此二法既倶未断証。何因	「熏」和=動
4 得滅阿賴耶識。又由於彼無断証故。所得涅槃豈為究	「頼」和=梨
5 竟。化城同喻応便有失。又由上四因故得生心也。問如生心	
6 迴向時分齊云何。答根不等故去有遅疾。遅者逕劫乃起	「答」和宋=答由
	「逕」宋=経
7 故。楞伽云。味著三味楽。安住無漏界。無有究竟趣。亦復不	「味」和=楽
8 退還。得諸三昧身。乃至劫不覚。譬如昏醉人酒消然後	
9 覚。彼覚法亦然。得仏無上身。解云。此文但総相説。若差	
10 別説者。随其利鈍各別逕時皆到阿耨菩提心位。如涅槃	「逕」宋=経
11 経云。須陀洹人亦復不定。以不定故。経八万劫即能得到	「以不定」和宋=ナシ

	「即」和=則
12 阿耨菩提心。乃至云。独覚逕十千劫。得到阿耨菩提之心。	「逕」宋=経
	「之」和宋=ナシ
13 解云。此明最鈍須陀洹人受七生已方入涅槃滅心心法。如入滅	
14 定。復逕八万劫乃得生心。受仏教化即能発菩提心。若於	「逕」宋=経
	「能」宋=ナシ
15 一身得第二果受二生已即入涅槃。逕六万劫即能発心。若	「逕」宋=経
16 於一身得第三果不還欲界即入涅槃。逕四万劫即得発	「逕」宋=経
	「即」和一能
17 心。 若 得羅漢即現入滅定。 逕二万劫即能発心。若独覚根	「若」宋=若於一身
	「得」宋=得阿
	「定」和=ナシ
18 利逕一万劫便能発心。此五人発心之時。即入十信菩薩位。	「逕」宋=経
	「位」宋=位方
19 名発阿耨菩提心。又有義。前五人従凡得小果入涅槃後	
20 起迴心修十信行。滿信心已堪入十住初発心住已来。随	「満信」和宋=信満
	「住」和=住位
21 根利鈍各逕彼劫。未必一向在涅槃中経爾許劫也。如直往人	「逕」宋=経
22 既逕一万劫修信満足堪能発心。彼独覚人根最利故。亦似	「逕」宋=経
	「信」宋=行
23 直往人逕一万劫。余四鈍根。又差別故。時多別也。上来明遅者。	「逕」宋=経
	「時」和=時得
	「也」和(甲、乙)=ナシ
24 若極疾者如法華経云。我滅度後復有弟子。不聞是経不	
25 知不覚菩薩所行。自於所得功徳。生滅度想当入涅槃。我	
26 於余国作仏更有異名。是人雖生滅度之想入於涅槃。而	
27 於彼土求仏智慧得聞是経。唯以仏乗而得滅度。更無余	「是」宋=此
28 乗。除諸如来方便説法。此上並約終教説。三一切二乗亦迴	「三」宋=三或
29 亦不迴。謂定種性者趣寂不迴。不定種性者並迴向大。如	「謂」宋=謂決

# ○27 張 ◆=判読不明字

断 簡	校異
1瑜伽声聞決択中説。此約始教引二乗説。四或非迴非不迴。	
2以離相故。如文殊般若等説。此約頓教説。五或合具前四。	「約」宋=終

	「四」宋=四説
3以是大法方便故。此約一乗摂方便説。六或俱絶前五。此	
4 有二種。一一切二乗悉無所迴。以望一乗皆即空無可迴也。如経	
5 中如聾如盲者是。二一切二乗等共已迴竟。更不復迴。如経	「共」和宋=並
6 中以普賢眼見一切衆生皆已究竟者是。此並約一乗別教	
7 説。問如一乗摂方便中迴心。与三乗中迴心所得法門分齊	
8 云何。答若三乗中迴心即入十信已去。修行菩提心及大悲等	「修」宋=順
9 法門。次第而去。若一乗中如下文。舍利弗及因陀慧比丘等	「陀」宋=陀羅
10 六千人。於文殊師利辺。迴心即得十大法門及十眼十耳等	
11 境界。義当即是解行身遍於五位法也。余義如別説。	「別」宋=別処
12 第八仏果義相者於中有二。先明常無常。後明相好差別。	「常」和宋=常義
13 前中若小乗仏果唯是無常。以不説本性功徳故。如仏性	
14 論云。小乗無性得仏性。但有修得故也。若三乗始教法身是常。	「乗」宋=乗以
	「得」宋=徳
	「得故」 宋 = 徳
15 以自性故。亦無常。以離不離故。修生功徳是無常。以従因生故。	「因」宋=因縁
16 是有為無流故。亦得是常。以無間断故。相続起故。荘厳論云。	「流」和宋=漏
17 自性無間相続三。仏倶常住等。若依終教有二義。先別明	
18 後総説。別中修生功徳是無常。以修生故。亦即是常。 一得已	
19 後同真如故。何以故。本従真流故。無明已尽還帰真体故。梁	「梁」和宋=梁摂
20 論云。無不従此法◆◆。無不還証此法身等。宝性論起信論	「性」宋=信
21 等盛立此義。如彼応知。又智論云。薩波若不与三世合。何以故。	「波」宋=婆
22 過去世等是虚妄是生滅。薩波若是実法。非生滅故。解云。薩波	「是」和(乙、弘)=是是
	「波」宋=婆
	「波」宋=婆
23 若此云一切智。即知仏地円智同真如故。非生滅也。又摂論云。猶	
24 如虚空逼満一切色際無生住滅反 異。如来智亦爾。逼一切所	「反」和宋=変
	「異」宋=異等
25 知無倒無反異等。是故当知。非直無間断故以為常。亦則同	「反」和宋=変
	「則」
26 真如不反常也。法身是常。以随縁時不反自性故。亦是無	「反」和宋=変
	「反」宋=変異和=変
27 常。以随染 赴機故。何以故。以諸功徳既並 同真。是故起用	「染」宋=染縁
	「同」宋=同是

28 唯是真作故。起信論。中報化二身属真如用大摂。又被論	「論」和=ナシ 「中」宋=中釈 「身」宋=身唯 「彼」宋=ナシ
29 云。衆生心浄法身影現等。又云。復次本覚随染分別生二種	

以上をまとめると次のようになる。

26 張では、校異が34 か所で、①高麗と和本が同一で宋本が異なるところが19 か所。② 高麗と宋本が同一で和本が異なるところが9 か所。③宋本と和本が同一で高麗が異なるところが5 か所である。④和本の中でも違いがあったところが1 か所。

27 張では、校異が 31 か所で、①高麗と和本が同一で宋本が異なるところが 21 か所。② 高麗と宋本が同一で和本が異なるところが 2 か所。③宋本と和本が同一で高麗が異なるところが 7 か所である。④和本の中でも違いがあったところが 1 か所。

これを合計すると、全体の校異が 65 か所で、①高麗と和本が同一で宋本が異なるところが 40 か所。②高麗と宋本が同一で和本が異なるところが 11 か所。③宋本と和本が同一で高麗が異なるところが 12 か所。④和本の中でも違いがあったところが 2 か所である。

ここから高麗断簡本は和本、宋本との関係でいえば和本と近いものであることがわかった。これは均如本が和本に近いとした吉津氏の考察と同じ結果である。

# 4-2 均如所用本との同異

続いて本断簡を均如が『五教章』を注釈する際に用いたテキストと比較し、同じ高麗伝承のテキスト間の同異を考察する。本断簡の範囲で均如が『五教章』本文を挙げるのが次の 20 か所である。

### <表3>均如所用本との同異

\*均如所引本の典拠は『韓国仏教全書』 4

	均如所引本	典拠	断簡	典拠	備考
1	又由上	392 下	*同	26 張 5	
2	若差別説者	392 下	*同	26 張 9/10	
3	須陀洹人亦復不定	393 中	*同	26 張 11	
4	此五人	393 下	*同	26 張 18	
5	発阿耨菩提心	393 下	*同	26 張 19	
6	四非迴非不迴	394 上	四或非迴非不迴	27 張 1/2	和本、宋本は「或」

7	文殊般若経	394上	文殊般若等	27 張 1/2	和本、宋本は「等」
8		394上	*   * 同	27 張 3/4	
	一一切二乗				
9	無可迴	394上	*同		
10	以普賢眼	394 上	*同		
11	皆 <u>以</u> 究竟	394 上	皆已究竟	27 張 6	和本、宋本は「已」
12	如経中如聾如盲者是	394 下	* 同	27 張 4/5	
13	一乗摂方便中迴心	396 下	* 同	27 張 7	
14	三乗中迴心	396 下	* 同	27 張 8	
15	余如別説	396 下	余義如別説	27 張 11	「余」の次に「義」がな
					いのは、どのテキストと
					も違う。「別説」となっ
					ているのは、断簡、和本
					と同じ。宋本は異なる。
16	小乗中無性得仏性	397上	小乗無性得仏性	27 張 14	「中」字は均如だけ。「無
					性得仏性」は断簡、和本
					と同じ。宋本は異なる。
17	亦無常。以離不離故。	397 上	*同	27 張 15	
18	有為無流	397上	* 同	27 張 16	「無流」とあるのは均如
					と断簡。宋本、和本は「無
					漏」
19	以無間断故	397上	* 同	27 張 16	
20	又彼論云。衆生心浄法身	398上	*同	27 張 28/29	
	影現				

この中、均如と本断簡が同じなのは 15 か所、異なるのは 5 か所である。異なる箇所についていくつか検討する。

第一に、文字が置き換わっている場合である。まず7番で、均如の「文殊般若経」の「経」字が、本断簡では「等」になっている。和本、宋本も同じく「等」である。次に11番では、均如の「皆以究竟」の「以」字が、本断簡では「已」字となっている。和本、宋本も同じく「已」字である。

第二に、均如にない文字が本断簡にある場合である。まず6番で、均如は「四非迴非不迴」であるが、本断簡は「四或非迴非不迴」として「或」字が多い。これは和本、宋本も同じである。次に15番は、均如は「余如別説」であるが、本断簡は「余義如別説」と「義」

字が多い。この「義」字は和本、宋本ともに存在する。

第三に、均如にある文字が本断簡にない場合で、16番に見える。均如は「小乗中無性得仏性」であるが、本断簡には「中」字がない。これは和本、宋本にも存在しない。

第四に、均如と本断簡が同じで、和本・宋本とは異なる場合で18番に見える。均如、本断簡ともに「有為無流」とある。「無流」は和本・宋本では「無漏」となっており異なるが、意味からは「無漏」がふさわしい。この「有為無流」について均如は、「「有為無流等」者、浄分依他離染故、云「無漏」。従種生故、名「有為」也。」10として「無漏と云う」と述べていることから、均如の意識として本文は「有為無漏」となっていた可能性がある。すると「流」字は誤刻の可能性があるが、この部分が本断簡も同じ「流」字になっているところが高麗の版本に共通する部分として興味深い。

以上から言えるのは、まず均如所引本と本断簡は、同系統のテキストではあるが異本の関係にあるということである。相互の関係は、単純に異本という可能性もあるが、一方では同じ高麗のテキストでも時代とともに変化した可能性も想定できる。すぐ前に見たように、均如に対して本断簡、和本、宋本が同じ個所が数か所あったことを考えると、均如以後に高麗で『五教章』テキストを和本や宋本と対照して新たなテキストを作って本断簡になったという可能性も考えられる。例えばそれが11世紀の義天であるとすると、時代的にふさわしいと考えられるが、実際にはそうとは考えにくい理由がある。それが次に見る「所詮章」という版首題の問題である。

# 5 「所詮章」という版首題の問題

# 5-1 「所詮章」という呼称

断簡の版首題である「所詮章」とは、『五教章』の所詮差別を指す呼称であり、中国や日本では見られない高麗仏教独特の用法である。文献で、これが確認できるのは 10 世紀の均如の著作、13 世紀に編纂されたと推定される編者不詳『法界図記叢髄録』、14 世紀の体元の著作である。例を示す。

まず均如の著作では、『一乗法界図円通記』に1か所、『教分記円通鈔』に10か所、『旨帰章円通鈔』に3か所見える。『一乗法界図円通記』を例に出すと、

所詮章、甚深縁起一心、具五義門。11

とある。これは所詮章に「甚深縁起一心、具五義門」という言葉があることを意味し、実際にこの言葉が所詮差別の第一心識差別に見られる。<sup>12</sup>

<sup>10</sup> 均如『釈華厳教分記円通鈔』巻 5 (韓仏全 4・397 上)

<sup>11</sup> 均如『一乘法界図円通記』卷上(韓仏全4·13下)

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 法蔵『華厳一乗教義分斉章』巻 2 (大正蔵 45・485b)

続いて『法界図記叢髄録』には新羅高麗文献と考えられる『簡義章』という文献が引用され、その中に、

三外相同教為行布。自体別教為円融。如<u>所詮章</u>云、安立諸教、有二善巧等。<sup>13</sup> とある。この『簡義章』の成立は不明であるが、ほぼ 10世紀ごろと考えられる。引用部分は、所詮差別の第三行位差別には「安立諸位、有二善巧。」<sup>14</sup>とあり、『簡義章』の「教」字が「位」になっているが、所詮差別からの引用であることは確かである。

次に体元の著作『華厳経觀自在菩薩所說法門別行疏』(1331年成立)には、

<u>所詮章</u>云、摠取過患、以為一際、至於信満、頓翻彼際。<sup>15</sup>

とあり、引用文は所詮差別の第五修行所依身である16。

以上、所詮章という版首題の名称が高麗仏教の伝統であることについて説明した。ちなみに高麗仏教では、「所詮章」の例のように『五教章』を引用する際、項目名に章を付けた言い方をすることがある。例えば義理分斉(和本では第九、宋本では第十)を「義理章」という例があり、さらには義理分斉、所詮差別の中の項目をも「~章」という呼称で呼ぶのである。<sup>17</sup>

### 5-2 版首題が意味すること

所詮章が高麗仏教の特徴を表すものであることがわかったが、続いて所詮章という版首

<sup>13</sup> 編者不詳『法界図記叢髄録』上之二(大正 45・738 上)

<sup>14</sup> 法蔵『華厳一乗教義分斉章』巻 2 (大正蔵 45・490a)

<sup>15</sup> 体元『華厳経觀自在菩薩所説法門別行疏』(韓仏全6・588上)

<sup>16</sup> 法蔵『華厳一乗教義分斉章』巻 3 (大正蔵 45・492b)

<sup>17</sup> 義理分斉を「義理章」と呼称する用例は、均如『釈華厳教分記円通鈔』に4例、均如『釈華厳旨帰章円通鈔』に3例、均如『十句章円通記』に5例、均如『華厳経三宝章円通記』に8例見られる。さらに義理分斉は、①三性同異義、②縁起因門六義、③十玄縁起無礙法門義、④六相円融に分かれるが、それぞれに章を付けた呼称がある。①三性同異章の用例は、見登『大乗起信論同異略集』に1例見られる。②六義章の用例は均如『釈華厳教分記円通鈔』に3例見られる。③十玄章の用例は、均如『釈華厳教分記円通鈔』に8例、『法界図記叢髄録』に1例、同『釈華厳旨帰章円通鈔』に3例見られる。④六相章の用例は、『法界図記叢髄録』に2例、『釈華厳教分記円通鈔』に2例、『釈華厳旨帰章円通鈔』に1例見られる。

続いて所詮差別の項目の呼称については次の例がある。第一心識差別を「心識章」とする用例は、『釈華厳教分記円通鈔』に2例見られる。第二種性差別を「種性章」とする用例は、『釈華厳教分記円通鈔』に1例見られる。第三行位差別を「行位章」とする用例は、『釈華厳教分記円通鈔』に2例見られる。今あげた、所詮差別の中の項目に章をつけた用例は日本の華厳文献にも見えるという。このことを岡本一平氏からご教示いただいた。たとえば「心識章」の用例は凝然『通路記』(大正蔵72・507上)、審乗『問答抄』(大正蔵72・674上)、霊波『見聞鈔』(大正蔵73・139中)などに見える。

題が意味することを考察してみたい。繰り返すが本断簡は「所詮章」という版首題を持つ版本の第26張、第27張の断簡である。では第1張はどの部分か。ここで文字数を概数で計算すると、第1張は『五教章』所詮差別の最初の部分になる。ここから、本断簡を含む版本は、『五教章』の所詮差別「だけ」を独立させて刊行したという予想が成り立つのである。以下、このことについて説明する。

一般的に、版首題や版尾題には書物全体を意味する呼称と巻数や丁数が記される。高麗の刊本を例にとると、『瑜伽師地論』の高麗版の場合、版首題は「瑜伽論巻〇 第〇張」となっており、書物の名称と巻数、張数が記されている。つまり、もしも本断簡が『五教章』全体の中の一部であるとすれば、「教義分齊巻〇 第〇張」とあるべきと思われる。義天は『新編諸宗教蔵総録』の中で『五教章』を「教義分齊三巻」18と記しているから、いま述べた版首題、版尾題をもった可能性がある。

ちなみに中国、日本の『五教章』の刊本を見ると、宋本である万暦版『五教章』では、版心に「華厳一乗教義分斉章巻〇 〇(丁数)」となっている。また和本である慶長 17 年 (1612 年) 刊行の『五教章』も同様に、版心に「五教章 下 〇(丁数)」とある。このように宋本も和本も版心に書物全体の名称と、巻、丁数という情報を挙げているのである。

このように考えると、「所詮章」という版首題の断簡の全体が存在していたとしたら、それは『五教章』の所詮差別だけを一冊とした書物であったと考えられる。ここから義天の教蔵とは考えにくくなる。義天が所詮章だけを独立させて刊行する理由がないからである。では、なぜこのような刊行の仕方になったのか。それは現時点では謎であり、問題として残さざるを得ない。

### 6.結語

以上、高麗時代に流通したと考えられる『五教章』の断簡について検討した。結論は次の2点にまとめられる。第一に、本断簡の文字は和本に近いものであり、先行研究の見解を裏付けるものであった。ただ、均如所引本とも一部異なることから、高麗で流通した『五教章』にはいくつかのバリエーションがあったか、あるいは均如以後に和本宋本などを参照しながら改定した可能性が考えられた。第二に、「所詮章」という版首題の名称は、『五教章』の「所詮差別」に対する呼称として高麗華厳の伝統を反映したものであった。同時に、本断簡が『五教章』全体の一部ではなく所詮差別だけが独立した書物の一部であった可能性が想定された。

本研究では材料そのものがわずかに断簡 2 枚であり、その内容も『五教章』のテキスト 論の大きな課題である題号や章立ての問題の解明に触れるものではなかった。しかし何よ

<sup>18</sup> 義天『新編諸宗教蔵総録』(大正蔵 55・1167a)

りも高麗時代に流通したテキストを検討できたことは、韓国仏教研究、あるいは華厳学研究の上にわずかながら貢献できたのではないかと考える。今後もこの点に関心を持ちながら研究を重ねていきたい。そして今後、朝鮮半島のどこからか新しく『五教章』のテキストが発見された際には、この研究が生かされることを期待する。

(東洋大学東洋学研究所客員研究員)

<キーワード>

所詮章、五教章、普光寺、均如

# <参考文献>

#### • 一次文献

『所詮章断簡』((財) 仏教文化財研究所『安東普光寺観音菩薩坐像』(文化財庁・仏教文化 財研究所、2009 年))

法蔵『華厳一乗教義分斉章』(大正蔵 45)

均如『釈華厳教分記円通鈔』(韓仏全4)

### • 二次文献

吉津官英『華厳一乗思想の研究』(大東出版社、1991年)

ソ・ビョンペ「安東普光寺木造観音菩薩坐像腹蔵典籍研究」((財) 仏教文化財研究所『安東普光寺観音菩薩坐像』、文化財庁・仏教文化財研究所、2009 年)

ソン・ヨンムン「安東普光寺木造観音菩薩坐像研究」((財) 仏教文化財研究所『安東普光寺観音菩薩坐像』、文化財庁・仏教文化財研究所、2009 年) 野呂靖「明恵における宋代仏教の受容」(『印仏研』66-2、2018 年)

結城令聞「華厳五教章に関する日本・高麗両伝承への論評」(『印仏研』48、1976年) 吉津宜英「華厳五教章の錬本について」(『印仏研』51、1977年)

#### <参考年表>

\*結城令聞「華厳五教章に関する日本・高麗両伝承への論評」(『印仏研』48、1976年) 所載の年表をもと にいくつかの項目を追加した。

	中国	朝鮮	日本
600	法蔵『五教章』著作	義相、法蔵から『五教章』を受け	
		取る	
700			740 新羅審祥来る。将来か(見聞)
			742 審祥華厳経講経(凝然通路記)

			7.0 T亚写领「井兴松八哥」。(上
			743 天平写経、「華厳教分記三」(古
			文書8)以後写多し、その中に五教
		表員『華厳経文義要決問答』、見登	三巻と云うものもあり
	796 頃澄観『演義鈔』を撰す。「義	『一乗成仏妙義』、『起信論同異略	寿霊『指事記』上中:「華厳一乗教
	分斉」,「五教義分斉」等と呼称。	集』に『五教章』引用	分記」下:「華厳経中一乗五教分斉
			義」
800	816頃 宗密『円覚大疏』、『略疏抄』		
	で「華厳教義分斉」、「五教義分斉		
	等」と呼称。	855 崔致遠『法蔵和尚伝』で「華	
	845 会昌の廃仏	厳五教章」と云う	
900	955 後周の廃仏	960頃 高麗均如『円通記』撰す。	
	961 高麗諦観、呉越国に入る	上、下:「華厳一乗教分記」(具に	
		は教義分斉とすと)、中:「華厳経	
		中一乗立教分斉義記」と称し、和	
		本の中下の順序が高麗本では下	
		中となる。また下中の名も相違を	
		示す。「所詮章」用いる。	
1000	1010-1088 宋浄源「重校序」:「華		
	厳一乗教義分斉章」を正当とし		
	「華厳五教章」、「華厳一乗教分		
	記」を評斥。標題有乖謬、列門有	1085 高麗義天入宋	
	参差、伝写有託舛として宋本の径	1086 義天帰国。義天録に「教義分	
	山蔵経本を評斥す。	斉三巻」。『円宗文類』に『五教章』	
	1090 宋四大註の『義苑』成る「華	引用。	
	厳一乗教義分斉章」とす(宋本)	1090年ころ 義天、続蔵経刊行	
1100	1192『復古記』成る「華厳一乗教		1177-1180 治承年間に宋本将来。
	義分斉章」とす(宋本)		「華厳一乗教義分斉章」と称し、
			和本との間に中下の前卸、その他
			多くの相違。
1200		1250年ころ均如文献刊行される。	
		刊記の中に「所詮章」出る。	
		   ★普光寺断簡「所詮章」(下	
		限)	
1300		1331 体元『華厳経觀自在菩薩所說	1311 凝然の『通路記』成る
l			- · · · · · · · ·

1372 明南蔵入蔵(四巻)	法門別行疏』に「所詮章」引用	1313 審乗の『問答抄』成る
1440 明北蔵入蔵(四巻)		
		1707 鳳潭『考異』を造る